

ダスキン健保からのお知らせ

▶ 令和7年度保険料率について

令和7年度保険料率が、2025年2月21日に開催された第146回組合会で下記のとおり承認されました。

	令和6年度	令和7年度
健康保険料率	11.03%	11.03%
介護保険料率	1.85%	1.64%

令和7年3月分
(4月納付分)から
適用されます

*上記保険料の負担割合は事業主(会社)と本人の折半になります。

介護保険料については、国の代行徴収という位置づけであるものの、設定料率は個々の保険者で考え方が違うため差が生じています。当健保においては、安定運営と複数年固定の料率になるよう設定しておりました。

令和7年度の介護保険料率は、令和8年度から開始となる「子ども・子育て支援金制度」の創設に向けた議論の中で、介護保険料率についても代行徴収的な位置づけのものとして「国が(一律の率を示すなど)説明責任を果たすこと」とし「参考料率」が示されました。今後の当健保の方針として、毎年、国が示す参考料率をもとに設定、もしくは参考料率を参考・目安にして設定するものとします。そのため、毎年、介護保険料率変動する可能性があります、ご了承くださいますようお願いいたします。

▶ 任意継続被保険者の方の保険料について

すでにホームページなどでもお知らせしていますが、2025年4月1日以降に任意継続被保険者となられる方の保険料を計算するための「標準報酬月額」を下記のとおり、改定いたします。

任意継続被保険者となられる方の標準報酬月額は「資格喪失(退職)時の標準報酬月額」と「標準報酬月額38万円」のうち、いずれか少ない方の額

2025年4月1日以降に健康保険の任意継続をご検討される場合は以下の点にご留意ください。

- ① 標準報酬月額上限が38万円になります。
- ② 任意継続被保険者には、事業主(会社)からの保険料負担はありません。

▶ マイナ保険証をご利用いただいていますか？

「マイナ保険証」とは、保険証利用登録をしたマイナンバーカードのこと。医療機関に行かれる際には、ぜひ「マイナ保険証」で受診ください。

マイナ保険証ならではの
メリット

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処理や病院の選定などに活用される

▶ 健康保険証の有効期限について

2024年12月2日以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行しておりますが、お持ちの有効な健康保険証は、経過措置期間として2025年12月1日まで引き続き使用できます。

ただし、2025年12月1日までに、**ダスキン健康保険組合の加入者でなくなった場合や、健康保険証の情報に変更があった場合(氏名の変更、保険証の番号の変更等)**は健康保険証が無効となるため、会社を通じてご返却ください。